

防装庁（事）第123号
令和6年3月28日

地方協力局長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

放射性物質により汚染された物品等の保管要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙
写送付先：統合幕僚長

放射性物質により汚染された物品等の保管要領について

(趣旨)

第1 この要領は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第7第1項において同じ。）に対処するため、大規模震災災害派遣及び原子力災害派遣の実施に伴い使用され、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第29条の規定による不用の決定が承認された物品及び除染のために使用した消耗品であって、一定値以上の放射線量（13,000cpm以上。第7第1項において同じ。）が測定されたもの（以下「物品等」という。）について、今般発生した航空自衛隊百里基地における物品等の誤搬出事案を踏まえ、物品等の適切な保管のより一層の徹底を図るために必要な事項を定めるものとする。

(保管部隊等責任者)

第2 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、物品等が置かれる駐屯地等ごとに、当該物品等を保管する部隊等の長を保管部隊等責任者として指定するものとする。

2 保管部隊等責任者は、物品等を適切に保管するため、必要な措置を講ずるものとする。

(接近・接触の防止)

第3 保管部隊等責任者は、物品等について、関係者以外の職員又は部外者が容易に接近・接触ができない場所に保管するほか、接近・接触の防止のための措置を講ずるものとする。

(職員の立会い)

第4 物品等の保管場所の近傍における業務等のため、部外者が物品等に接近・接触するおそれがある場合には、当該業務等が終了するまでの間、保管部隊等責任者の指定する職員が立ち会うものとする。

2 前項の規定による立会いに当たっては、当該職員は部外者に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。なお、必要に応じ、説明には書面を使用するものとする。

- (1) 物品等が放射性物質により汚染されたものであること。
- (2) 物品等に接近・接触しないこと。

(3) その他必要な事項

- 3 保管部隊等責任者は、第1項の規定による立会いに関して必要があると認めるときは、地方防衛局長等に対し、必要な協力を求めることができる。

(表示)

- 第5 保管部隊等責任者は、物品等が放射性物質により汚染されたものであることが容易に視認できるよう、物品等に、別記第1号様式の表示を付するものとする。ただし、物品等がコンテナその他の箱又は倉庫等に格納されている場合にあつては、当該箱又は倉庫等の容易に視認できる位置に、当該表示を付するものとする。
- 2 前項の表示のほか、物品等に、別記第2号様式の表示を付するものとする。ただし、複数の物品等をまとめて梱包している等の事情により当該表示を付することが困難な場合には、数量の記載を省略することができる。

(保管状況の確認)

- 第6 保管部隊等責任者は、定期的に物品等の放射線量(1時間当たりシーベルト及びc p m。第7第1項において同じ。)を測定し、その結果について、遅滞なく第5第2項の表示に反映するものとする。
- 2 保管部隊等責任者は、物品等の保管状況について、定期に目視による確認を行うものとする。

(防衛装備庁長官等への通知)

- 第7 各幕僚長は、東日本大震災に対処するため、大規模震災災害派遣及び原子力災害派遣の実施に伴い使用された物品の定期的な整備又は処分の際に一定値以上の放射線量が測定された部品が確認された場合等、新たに物品等を保管することとなった場合には、遅滞なく、防衛装備庁長官に当該物品等の品名、数量、放射線量、測定年月日その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 前項の通知をした各幕僚長は、防衛装備庁長官に通知をした事項について、防衛装備庁長官と調整を行った上で、遅滞なく、関係地方公共団体に通知するものとする。

(委任規定)

- 第8 この要領に定めるもののほか、物品等の保管に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

別記第 1 号様式（第 5 第 1 項関係）

東日本大震災に係る
放射性物質に汚染された物品



- 1 この中には一定値以上の放射線量が測定された物品等が保管されているため、許可なくして立入りを禁止する。・・・駐屯地（又は基地）司令
細部問い合わせ先・・・駐屯地（又は基地）・・・隊長（内線 XXXX）
- 2 許可を得て立ち入った場合であっても、建屋内の当該物品等への接近・接触については、・・・（・・・には保管部隊等責任者を記載）の許可を受けなければならない。

備考： 放射能標識の色については黄色地に赤紫とし、注意喚起のための文言（１、２）については、保管部隊等における個別具体的な保管事情により、適宜、追加又は文言変更等した記載とすることを妨げない。

別記第 2 号様式（第 5 第 2 項関係）

品名	
数量	E A
放射線量	μ Sv/h cpm
測定年月日	令和 年 月 日
その他	

備考：放射線量については、最も高い数値を記載するものとする。